広島県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年七月六日

広島県知事 湯 﨑 英 彦

広島県条例第三十七号

広島県税条例等の一部を改正する条例

(広島県税条例の一部改正)

第一条 広島県税条例(昭和二十九年広島県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第六十九条を第六十九条の二とし、 第二章第五節中同条の前に次の一条を加える。

(製造たばこの区分)

第六十九条 製造たばこの区分は、 次に掲げるとおりとし、 製造たばこ代用品に係る製

造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

喫煙用の製造たばこ

イ 紙巻たばこ

ロ 葉巻たばこ

ハパイプたばこ

ニ刻みたばこ

ホ 加熱式たばこ

一かみ用の製造たばこ

三

かぎ用の製造たばこ

第七十条の次に次の一条を加える。

(製造たばことみなす場合)

第七十条の二 たもの及び輸入されたものに限る。 熱式たばことする。 加熱式たばこ喫煙用具」という。) 会社その他の令第三十九条の九に規定する者により売渡し、消費等又は引渡しがされ 他の物品又はこれらの混合物を充填したもの この場合において、 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその 特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、 は、 以下この条及び次条第三項第一号において 製造たばことみなして、 (たばこ事業法第三条第一項に規定する この節の規定を適用 「特定

たばこ」を「、 費等」の下に「(以下この条において「売渡し等」という。 「前項の製造たばこ」 第七十一条第一項中「第六十九条第一項」を「第六十九条の二第一項」 紙巻たばこ」に、 の下に「 (加熱式たばこを除く。)」を加え、 「当該下欄」を「同表の下欄」に、)」を加え、 「もつて喫煙用の 喫煙用の紙巻 同条第二項中 に改め、 消

項を同条第六項とし、 に改め、 パイプたばこ」 紙巻たばこ」 「重量」 0 同条第四項中 下に を を「葉巻たばこ」に改め、 「又は前で 「もつて紙巻たばこ」に改め、 同項の前に次の 「前項」 項の 加熱式たばこの品目ごとの を「前二項」 一項を加える。 同号口中 に改め、 同項後段を削 「葉巻たばこ」を「パイプたばこ」 「際し、 一個当たりの重量」 り、 _ 同 0) 下に「第四項の」 項 の表第一 を 号イ 加え、

る場合における計算は、 り行うものとする 量を乗じて得た重量を合計 (同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。 第三項第二号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たば 売渡し等に係る加熱式たばこの品 その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法によ に当該加熱式たばこ 目ごとの 一個当たりの この本数に の品目ごとの数 重量

る。 に「紙巻たばこの」 くは消費等」 第七十一条第三項中 項第一号に掲げる方法により同号に規定する加熱式 「紙巻たばこ」に改め、 を「売渡し等」 を加え、 「前項」 に、 同項を同条第四項とし、 「第六十九条第一項の売渡し又は同条第二項の を 「同欄」を「第六十九条」に、 「第二項」 に改め、 同条第二項の次に次 「掲げる製造たばこ」 たばこ」 を、 「喫煙用の 「の重量を」 の一項を加え 売渡 紙巻たばこ \mathcal{O} 下に し若し の下

- 3 巻たば び第三号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に○・二を乗じて計 方法により換算し した紙巻たばこの 加熱式たばこに係る第一 この 本数 0 合計数によるものとする。 た紙巻たばこの本数に○・二を乗じて計算した紙巻たばこの本数及 本数に○・八を乗じて計算した紙巻たばこの 項の製造たばこの本数は、 第一号に掲げる方法により 本数、 第二号に掲げる 算した紙
- 紙巻たばこの一本に換算する方法 加熱式たばこ (特定加熱式たばこ喫煙用具を除 の重量の ___ グラムをも 0 7
- 定するものに係る部分の重量を除 五本に換算する方法 加熱式たばこの重量 一(フィ ル ターその他 \mathcal{O} \bigcirc の地方税法施行規則第八条の二の三に • 四グラムをもつて紙巻たばこの
- 本の金額に相当する金額として令第三十九条の九 計算した金額をもつて紙巻たばこの !掲げる! 加 熱式 たばこの 区分に応じ、 ○・五本に換算する方法 それぞれ の二第四 次に定め る金 項に規定するところに 額 \mathcal{O} 紙巻たば
- に相当する金額 可を受け 売渡し等 た小 \mathcal{O} 時における小 売定価をい (消費税法の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び 売定価 . う。 が定めら (たば こ事業法第三十三条第一項又は れて 1 る加熱式たばこ 当該小売定価 第二項 \mathcal{O}

法第二章第三節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。

- 口 イに掲げるもの以外の加熱式たばこ 第十条第三項第二号ロ及び第四項の規定の例により算定した金額 たばこ税法 (昭和五十九年法律第七十二
- 第七十一条に次の三項を加える。
- 行うものとする。 量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により 目ごとの一個当たりの同号イ又は口に定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数 紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、 第三項第三号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号イ又は 売渡し等に係る加熱式たばこの品 口に定める金額
- 8 その端数を切り捨てるものとする。 る金額又は紙巻たばこの一本の金額に相当する金額に一銭未満の端数がある場合には 前項の計算に関し、 加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの第三項第三号イに定め
- じて計算した紙巻たばこの本数に一本未満の端数がある場合には、 てるものとする。 第三項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗 その端数を切り捨
- 第七十一条の二中「八百六十円」を「九百三十円」に改める。
- 第七十一条の三第一項第二号中「第三十九条の九」を「第三十九条の十」 に改め、 同
- 条第三項中「第六十九条」を「第六十九条の二」に改める。
- (広島県税条例の一部改正) 九の四又は第三十七条の 附則第十条の二第三項中「第三十七条の七」を「第三十七条の六」に、 九の五」 を「第三十七条の八又は第三十七条の九」 「第三十七 に改める。
- 第二条 広島県税条例の一部を次のように改正する。
- 第四十九条第一項中「第二十条」を「第十九条」に改める。
- 第七十一条第三項中「○・ 八」を「〇・六」に、 を $\overline{\bigcirc}$ 四 に改める。
- (広島県税条例の一部改正)
- 第三条 広島県税条例の一部を次のように改正する。
- 第三十四条第一項、 第五項及び第七項中 「によつて」を「により」 に改め
- 第三十四条の二第一項中「によつて」を「により」 に改め、 同項第二号中 「百二十五
- 万円」を「百三十五万円」に改める。
- 第三十六条中「によつて」を「により」に、 年の合計所得金額が二千五百万円以下である所得割 \neg 扶養控除額及び」を の納税義務者については、 「及び扶養控除
- 前条の規定により算定した総所得金額、 退職所得金額又は山林所得金額から法第三十四

れぞれ」 を加える。 第七項及び第十二項の規定により」 に改め、 「基礎控除額を」 の下に 乛 そ

る所得割の納税義務者」 第三十八条中「所得割 0 に改め 納税義務者」 を 「前年の合計所得金額が二千五百万円以下で

に改める。 第五十二条第二項中 「第七十二条の三十三第三項」 を「第七十二条の三十一第三項」

第五十五条の二第一項中「によつて」を「により」に改める。

第七十一条第三項中 「〇・六」を「〇・四」に、 「〇・四を」 を ō 六を」 に改

第七十一条の二中「九百三十円」を「千円」に改める。

いて 二の四から第十一条の二の を加算した金額」を加える。 加え、 から附則第五条の二まで、 附則第四条の二第一項中 「前年」という。 「によつて」を)」に改め、 「により」に改め、 八まで及び附則第十二条の二から第十三条の二の二までにお 附則第五条の四から第十一条の二の二まで、 「前年」 を「当該年度の 「得た金額」の下に 同条第二項中 初日 の属する年の前 「に十万円を加算した金額」を 「得た金額」 の下に「に十万円 年 附則第十一条の (以下 -この条

分」に改める 附則第六条の四第一項第三号及び第六条の四の二第一項第二号中 「同年分」 を 前

(広島県税条例の一部改正)

第四条 広島県税条例の一部を次のように改正する。

第七十一条第三項中 $\bar{\bigcirc}$ 四を」 を 「〇・二を」 に、 $\bar{\bigcirc}$ 六 を $\overline{\bigcirc}$ に改

(広島県税条例の一部改正)

第七十一条の二中

. 「千円」

を

「千七十円」

に改める。

第五条 広島県税条例の一部を次のように改正する。

第七十条の二中「及び次条第三項第一号」を削る。

方法により同号に規定する加熱式たばこ」を削り、 たばこの本数に○・八を乗じて計算した」を削り、 ○・八を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第三号に掲げる方法により換算した紙巻 て計算した紙巻たばこの本数、 第七十一条第三項中 同項第三号を同項第二号とし、 「第一号」を「次」に改め、 第二号に掲げる方法により換算した紙巻たばこ 同条第四項中 同項第一号を削り、 同条第五項中「第三項第二号」を 「紙巻たばこの本数に○ 「及び前項第一号に掲げる 同項第二号を同 二を乗じ 0 本数に

条第八項中「第三項第三号イ」を「第三項第二号イ」 第三項第一号」に改め、 同条第七項中「第三項第三号」を「第三項第二号」に改め、 に改め、 同条第九項を削る。 同

(広島県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

部を次のように改正する。 広島県税条例等の一部を改正する条例 (平成二十七年広島県条例第三十二号)

十二年三月三十一日」に改める。 円」に改め、同条第十四項の表第四項の項中「平成三十一年四月三十日」を「平成三十 平成三十一年四月一日」を「平成三十一年十月一日」に、 平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同条第十三項中「 年十月三十一日」に改め、同表第六項の項中「平成三十一年九月三十日」を「平成三 附則第五条第二項中「は、新条例」を「は、広島県税条例」に改め、 「二百四円」を「二百七十四 同項第三号中

所 貝

(施行期日)

一条 この条例は、 平成三十年十月一日から施行する。ただし、 次の各号に掲げる規定

は、当該各号に定める日から施行する。

- 第一条中広島県税条例附則第十条の二の改正規定 平成三十一 年一月一日
- 第二条中広島県税条例第七十一条の改正規定及び附則第四条の規定 平成三十
- 三 第二条中広島県税条例第四十九条の改正規定 平成三十二年一月一日

十月一日

(次号及び第六号に掲げる改正規定を除く。) の規定 平成三十二年 应 月

E

- 五 第三条中広島県税条例第七十一条及び第七十一条の二の改正規定並びに附 平成三十二年十月一日 則第五 条
- 六 三年一月一日 に十万円を加算した金額」を加える改正規定に限る。) 改正規定並びに附則第四条の二第一項及び第二項の改正規定 第三条中広島県税条例第三十四条の二第一項第二号、 並びに次条の規定 第三十六条及び第三十八条の (「得た金額」 平成三十
- ・ 第四条及び附則第六条の規定 平成三十三年十月一日
- ハ 第五条及び附則第七条の規定 平成三十四年十月一日

(個人の県民税に関する経過措置)

する部分は、 前条第六号に掲げる規定による改正後の広島県税条例の 平成三十三年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、 規定中個 人の 県民税に関 平成三十二

年度分までの 人 \mathcal{O} 県民税に つい は、 なお従 前 \mathcal{O} 例 に

(県たばこ税に関する経過措置

- 又は課すべきであ 別段 0 定め 0 が た県たばこ税に あるものを除き、 つい 附 則第一 ては、 なお従 条本文に規定する施行 前 0 例に \mathcal{O} 日 前 課
- 業者等 という。 附則第十条第三項に規定する申告書を平成三十年十月三十一日までに、 当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、 当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所が県の である場合には当該製造たばこの貯蔵場所、 該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同 等改正法」という。 れらの者が所得税法等の一部を改正する法律 定する製造たばこ 法(昭和二十五年法律第二百二十六号。 本につき七十円とする。 第十二条第一 下この条におい は消費等 (平成三十年法律第三号。 とい たものとみなして、 の規定により県たばこ税を課されることとなるときは、 平成三十年十月 前項に規定する者は、 これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日 う。 以下 (旧条例第七十一条の二第一項第一号及び第二号に規定する売渡しを除 第六十九条第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若し 項に規定する紙巻たばこ三級品を除く。 を同日に販売のため所持する旧条例第六十九条第一項に規定する卸売販売 「卸売販売業者等」という。)又は小売販売業者がある場合にお て 一日前に第一条の規定による改正前 (地方税法等の一部を改正する法律 「売渡し等」という。 県たばこ税を課する。 附則第五十一条第一項の規定により製造たばこの製造者として当 同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、 以下「平成三十年改正法」 以下「旧法」という。)が行われた地方税法等の一部を改正する法 この場合における県たばこ税の課税標準は これらの者が小売販売業者である場合に (平成三十年法律第七号。 という。 以下この条におい の広島県税条例 (平成二十七年法律第二号) 附 これらの者が 当該県たばこ税の税率 $\overline{}$ に 第七十四条第一号に規 区域内 による改正前 小売販売業者に売り渡 平成三十年改正 以下 以下「所得税法 卸売販売業者 て 知事に提出し に所在するとき 「製造たばこ いて、こ 旧条例 の地方税 は、 千 則
- 3 ばならな
- 税務署長に提出したときは、 第二項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、 条第三項に規定する市町村たばこ税に係る申告書又は所得税法等改正法附則第五十一条 る申告書を受理することができる。 第二項に規定する者が、 前項 その提出を受けた市町長又は税務署長は、 の規定による申告書を、 この場合においては、 これらの規定に規定する市 平成三十年改正法 当該申告書は 前項の規定によ 同項に規定す 則 町長又は 第二十三

る県知事に提出されたものとみなす。

- 5 書に記載 る金額を納付 第三項の規定による申告書を提出した者は、 した平成三十年改正法附則第十条第三項第二号に規定する県たばこ税額に相当 しなけ れ ばならない。 平成三十一年四月一日までに、 当該申告
- これらの項に規定する申告書の提出期限」 条第一項から第三項まで」 中県たばこ税に関する部分 み替えるものとする。 「平成三十年改正条例附則第三条第二項」 ほか、 第二項 部を改正する条例 年改正条例」とい の場合において、 第七十一条の五、 第一条の規定による改正後の広島県税条例 \hat{O} 規定により県たばこ税を課する場合には、 新条例第七十一条第二項中「前項」とあるのは . う。 (平成三十年広島県条例第三十七号。 第七十一条の六及び第七十一条の八の規定を除く。 とあるのは 附則第三条第二項」 (新条例第七十一条第一項、第七十一条の二、 「平成三十年改正条例附 Ł, とあるのは と、 新条例第七十一条の五の二第一 同条第三項中「第一項」とある (以 下 「平成三十年十月三十一日」 同 項から前項までに規定するも 以下この節におい 「新条例」という。 則第三条第三項」と、 「広島県税条例等の 第七十一条の)を適用する て「平成三 項中 のは 規定
- 第二十三号)第十六号の五様式による書類を添付しなければならない は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第 規定により県たばこ税を課された、 に係る控除又は還付に併せて、 る当該製造たば 売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、 以県たば 十一条の五の規定によ 卸売販売業者等が、 目ごとの本数につい こ税に相当する金額を、 こにつき納付された、 販売契約の ての明細を記載 り県知事に提出すべき申告書には、 当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額 法第七十四条 解除その他やむを得な 又は課されるべきもの 又は納付されるべ した地方税法施行規則 の十四の規定に準じて、 き県たばこ税額に相当する金額 11 の返還を受けた場合には 理由によ 当該返還に係る製造たばこ (昭和二十九年総理府令 り、 から控除 県の 同条の規定によ 区 第二項 |域内 又 小
- 第四条 たばこ税に 附則第一条第二号に掲げる規定の施行 0 ては、 な お 従前 \mathcal{O} 例による。 \mathcal{O} 日前に課した、 又は課すべきで あ 0 た県
- 第五条 別段 又は課すべきであ 0 定め が あるものを除き、 0 た県たばこ税については、 附 則第一条第五号に掲げる規定 なお従前 0 例に による。 0 施行 \mathcal{O} 日 前
- におい 改正後の T 地方税法第七十 「製造たばこ」という。 月一日前に売渡し等が 四条第一項第一号に規定する製造たばこ を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は 行われた平成三十年改正法第一条の (以下この 規定に 条及び次条 る

者の営業所が県 るときは 造たばこを同日に 本数と 場合における県たばこ税の課税標準は、 6 の製造場から移出したものとみなして同 規定により製造たばこの 販売業者が 0 者が これら 小 当該県たばこ税の税率は、 売販売業者である場合には当該製造たばこを直接管理する当該 ある場合に 0 小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。 区域内に所在するときは、 0 者が 卸 お 売販売業者等である場合に 製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たば 11 て、 これら 千本につき七十円とする。 \mathcal{O} 当該売り渡したものとみなされる製造たば 項の規定によりたばこ税を課されることとな 者が所得税法等改正法附則第五十 これらの者が卸売販売業者等として当該製 は当該製造たばこの貯 小 蔵 条第九 湯所、 売販売業

- なけ |則第十二条第三項に規定する申告書を平成三十二年十一月二日までに、 前項に規定する者は、 れば なら 同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、 平成三十年改 知事に提出 É
- 税務署長は、 第十項におい 条第三項に規定する市町村たばこ税に係る申告書又は所得税法等改正法附則第五十一条 の規定に規定する市町長又は税務署長に提出したときは、 第二項に規定する者が 該申告書は、 て準用する同条第二項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、 前項の規定による申告書を受理することができる。 同 項に規定する県知事に提出されたものとみなす。 前項 \mathcal{O} 規定による申告書を、 平成三十年改正 その提出を受けた市 この場合にお 法 則 V 町長又は 第二十五 て 5
- 第三項 相当する金額を納付 記 \mathcal{O} 規定による申告書を提出した者は、 載した平成三十年改正法附則第十二条第三項第二号に規定する県たばこ税額 しなけ れば ならな V) 平成三十三年三月三十一 日までに、
- 規定する申告書の提出期限」 第三項まで」とあるのは 第五 条の ほか、 第二項の規定により県たばこ税を課する場合には 条第二項」 島県条例第三十七号。 条第二項中 八の規定を除く。 第七十一条の二、 第三条の規定による改正後の広島県税条例 と、 \mathcal{O} 規定中県たばこ税に関する部分 ۲, 平成三十二年十月新条例第七十一条の五 「前項」 同条第三項中 第七十一条の三、 とある を適用する。 「平成三十年改正条例附則第五条第三項」と、 以下この節におい とあるのは $\tilde{\mathcal{O}}$ は 「第一項」 「広島県税条例等の この場合におい 第七十一条の五、 「平成三十二年十一月二日」 とあるのは 7 (平成三十二年十月新条例第七十一条第 「平成三十年改正条例」 (以下「平成三十二年十月新条例 て、 同項 の二第一項中 「平成三十年 第七十一条の 部を改正する条例 平成三十二年十月新条例第七 から前項までに規定するも と読み替えるも 改 「前条第一 とい 正条例附 六及び第七十一 「これら う。 (平成三十 項 I 則 第 五 から

とする。

- 7 号の に係る製造たばこの品目ごとの本数につい 二年十月新条例第七十一条の五の規定により県知事に提出すべき申告書には、 は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が平成三十 該県たばこ税に相当する金額を、 に係る控除又は還付に併せて、 る当該製造たば 売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡 定によ 卸売販売業者等が、 五様式による書類を添付しなければならない り県たばこ税を課された、 こにつき納付された、 販売契約の解除その他やむを得な 当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、 法第七十四条の十四の 又は 又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額 課されるべきも ての明細を記載した地方税法施行規則第十六 した製造たばこの 規定に準じて、 $\bar{\mathcal{O}}$ 1 の返還を受け 理由によ り、 同条の うち、 県の区 た場合には、 第二項 一域内に 当該返還 規定によ 又
- 第六条 別段の定めがあるものを除き、 又は課すべきであ った県たばこ税については、 附則第一 条第七号に掲げる規定 なお従前の例による。 の施行 \mathcal{O} 日前
- 県たばこ税を課する。 売販売業者等として当該製造たばこを同 接管理する当該 製造たばこの ばこ税を課されることとなるときは、 とみなされる製造たばこ 日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定に 附則第五十一条第十一項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同 卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、 平成三十三年十月一日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持 貯蔵場所、 小売販売業者の営業所が県の区域内に所在するときは、 この場合における県たばこ税の課税標準は、 これらの者が小 の本数とし、 これらの者が卸売販売業者等である場合に 当該県たばこ税の税率は、 日に小売販売業者に売り渡 売販売業者である場合には当該製造たばこを これらの者が所得税法等改正 千本につき七十 当該売り渡したもの したものとみなして これらの -円とす は当該 によりた 者が
- 3 なけ 附則第十三条第三項に規定する申告書を平成三十三年十一月一日までに、 前項に規定する者は、 れば なら 同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、 平成三十年改正 知事に提出
- 第十二項に 条第三項に規定する市町村たばこ税に係る申告書又は所得税法等改正法附則第五十一条 は税務署長は らの規定に規定する市町長又は税務署長に提出したときは、 第二項に規定する者が、 おいて準用する同条第二項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、 前項の規定による申告書を受理することができる。 前項の規定による申告書を、 平成三十年改正法 その提出を受けた市 この場合におい 則 第二十六 町 ては

該申告書は、 同 項に規定する県知事に提出されたものとみなす。

- 5 相当する金額を納付 告書に記載した平成三十年改正法附則第十三条第三項第二号に規定する県たばこ税額 第三項の規定による申告書を提出した者は、 しなければならな 平成三十四年三月三十一日までに、
- う。 平成三十三年新条例第七十一条の五の二第一項中「前条第一項から第三項まで」 第三十七号。 規定を除く。 第二項 ほか、 |期限」とあるのは「平成三十三年十一月一日」と読み替えるものとする。 は 一条の二、第七十一条の三、 「前項」とあるのは「広島県税条例等の一部を改正する条例(平成三十年広島県条例 「平成三十年改正条例附則第六条第三項」と、 の規定中県たばこ税に関する部分 同条第三項中 第四条の規定による改正後の広島県税条例 の規定により県たばこ税を課する場合には、)を適用する。この場合において、平成三十三年新条例第七十一条第二項 以下この節において「平成三十年改正条例」という。 「第一項」とあるのは 第七十一条の五、第七十一条の六及び第七十一条の (平成三十三年新条例第七十一条第一項、 「平成三十年改正条例附則第六条第二項」と、 「これらの項に規定する申告書の提 以下 同項から前項までに規定するも 「平成三十三年新条例」 \smile 附則第六条第二項 とある とい 人の
- 五様式による書類を添付しなければなら 三年新条例第七十一条の五の規定により県知事に提出すべき申告書には、 は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が平成三十 該県たばこ税に相当する金額を、 規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきもの る製造たばこの品目ごとの本数についての に係る控除又は還付に併せて、 る当該製造たば 売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、 卸売販売業者等が、 こにつき納付された、 販売契約の解除その他やむを得ない理由により、 当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額 法第七十四条の十四の規定に準じて、 又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額 ない 明細を記載した地方税法施行規則第十六号の の返還を受けた場合には、 県の区域内に から控除 同条の規定によ 当該返還に係 第二項
- たばこ税につい 附則第一条第八号に掲げる規定の施行 ては、 なお従前 \mathcal{O} 例による。 \mathcal{O} 日前に課した、 又は課すべきであった県